

ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査要領
(平成19年11月7日付け事管第304号土木部長通知)

(目的)

第1 この要領は、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、ダンプ土砂運搬等下請業務を行う工事について、適正な元請・下請関係の構築を図るために実施する工事費内訳調査(以下「調査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2 この要領において、「ダンプ土砂運搬等下請業務」とは、工事における土砂等運搬業務を下請契約により行っているものをいう。

2 この要領において、次の各号に掲げる事項は、要綱の規定に準じて取り扱うものとする。

- (1) 元請・下請関係については、要綱第2条の規定に準ずるものとする。
- (2) 下請契約については、要綱第3条第8項及び第9項の規定に準ずるものとする。
- (3) 直接元請負人の提出する書類については、要綱第7条第2項第4号、第6号(別表2の様式5及びただし書きを除く。)、第7号及び第8号の規定に準ずるものとする。

(調査対象)

第3 調査の対象は、予定価格が3千万円以上の土砂等の運搬を行う工事で、ダンプ土砂運搬等下請業務を行うものとする。この場合において、土砂等の運搬量の判定については、その都度、発注機関は事業管理課と協議の上決定し、別紙1「対象工事報告書」により事業管理課へ報告する。

2 発注機関は、前項で調査対象工事となった場合、入札公告時に、施工条件明示書に調査の対象工事である旨を記載する。

3 前第1項の規定に関わらず、調査対象とした工事において、その後ダンプ土砂運搬等下請業務が行われないことになった場合は、調査の対象外とする。

(提出書類)

第4 書類の提出方法等は、別紙2「提出フロー」のとおり行うものとする。

2 直接元請負人は、ダンプ土砂運搬等下請業務を含むすべての下請について、労働者への賃金や下請負人の必要経費の支払状況等を明らかにする「工事費内訳調査シート」を作成し、下請負承認申請時に提出する。また、完成検査前において、実績に基づき必要な修正を行った「工事費内訳調査シート」を再度提出するものとする。

なお、工事費内訳調査シートは、別途事業管理課長が定める「工事費内訳調査シートの記入の仕方」に基づき作成するものとする。

3 ダンプ土砂運搬等下請業務に関しては、要綱の様式5に替えて、この要領に定める別紙3「様式5-1」を用いるものとする。この場合、下請契約に係る書面の写しに併せて、見積依頼書及び経費の内訳が明らかとなっている見積書の写しを提出するものとする。

(調査方法)

第5 各発注機関は、第4で提出された書類に関して次の各号の確認を行うものとし、これ以外の書類の確認については、他の下請と同様とする。

(1) 労働者への賃金や下請負人の必要経費の支払状況等については、工事費内訳調査シートに基づき、その実態を把握するとともに、適正に行われていることを確認する。

(2) ダンプ土砂運搬等下請業務に関しては、第4第3項に規定する書類は、原本照合により、書面による契約が適正に行われていることを確認する。

2 各発注機関は、前項の確認の結果、2次以降の下請負人及び労働者等に確認する必要があると認められる場合は、直接聞き取りを行うこととし、併せて必要な指導・助言等を行うものとする。

3 各発注機関は、入札時に提出された工事費内訳書と下請負承認申請時に提出された工事費内訳調査シートに相違が生じた場合で、その理由に合理性を欠くと認めたときは、直接元請負人に対して要綱に準じた必要な措置を講じることができるものとする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。